

お店の活力創出支援事業利用の手引き

(設備・備品購入、店舗改修、商品開発)

1 事業概要

売上の向上に取り組む商店街を中心とする区内中小店舗が、経営を客観的に見直し、売上の向上を図るために必要となる直接的な設備投資及び店舗改修等に要する経費について一部を補助し、経営力向上の支援を行います。また、個店の実施するイベント事業や商品又は商品名により区の魅力を発信できる商品の開発に対し補助を行います。

2 補助対象者

〈設備・備品購入、店舗改修〉

- ・江東区商店街連合会加盟商店会の会員店舗 または ことみせ登録店 かつ 区内共通商品券取扱店
- ・引き続き3年以上継続して営業している店舗

〈イベント・商品開発〉

- ・江東区商店街連合会加盟商店会の会員店舗 または ことみせ登録店

※上記に該当する場合であっても、チェーン店・フランチャイズ店、風営法が適用される店舗等対象外となる場合があります。

3 補助事業・補助率・補助上限

補助対象内容	補助率	補助上限額
設備・備品の購入	1/2	50 万円
店舗改修		
イベント		50 万円
商品開発		

※以下は、イベント事業を除く内容です。イベント事業については事業担当までお問い合わせください。

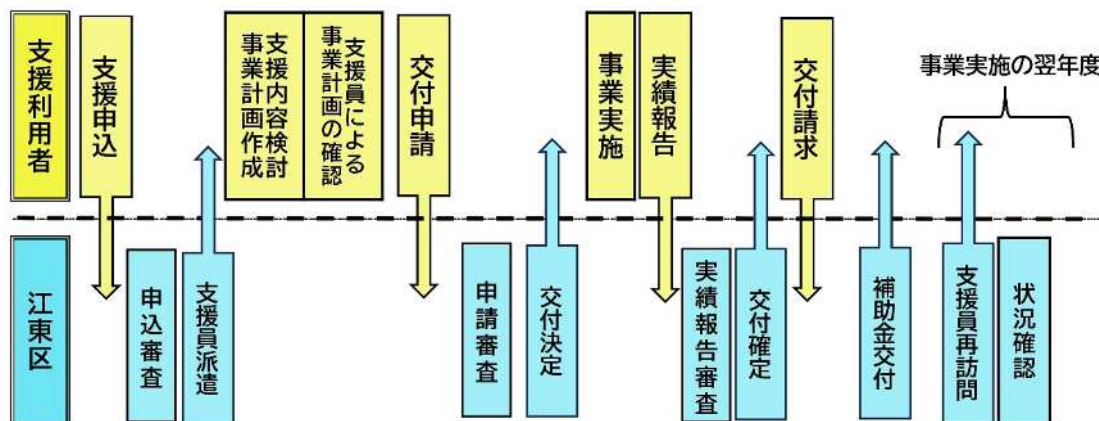
4 補助対象外となるもの

- (1) 支援員が経営改善等に直接つながるものとして認めない等、審査の結果補助対象とされなかったもの。
- (2) 交付決定前に事業着手・発注しているもの。
- (3) 交付申請時、実績報告時等に区の要求する書類の提出のないもの。
- (4) 当該店舗専用でないもの。また、現在経営している業種・業態に直接関係のないもの。
- (5) 申請年度中に導入できないもの。

5 対象外経費の例

- (1) 汎用性の高い事務用機器等。(例) パソコン、タブレット端末、スマートフォン、記憶装置（ハードディスクなど）、周辺機器を含む業務専用ソフトを含んだ機械（ソフトウェアのみも不可）。電話機（FAX 含む）、事務用プリンター、コピー機、複合機、テレビ（モニターも含む）、車両運搬具、バイク、自転車、業務スペース以外に設置するエアコン など。
- (2) 消耗品類、原材料費に類するもの（商品開発を除く）。
- (3) 現在の店舗に既に同機能のものがあるもの。（機械設備）
- (4) 備品等の定期的な買い替えや修繕等、ランニングコストと捉えられるもの。
- (5) 家賃やリース料、手数料等の経営や設備管理にかかる継続的な費用。
- (6) 予備用のバッテリーやスペアパーツなど、機械設備等の付属品・周辺機器として用いる物品のうち、在庫に相当するもの。
- (7) 支払先が申請者となるもの。
- (8) 分割払いで対象期間内に支払が完了しないもの。
- (9) クーポンやポイント、金券類で支払うもの。
- (10) 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額なもの。

6 補助の流れ



※商品開発事業は、支援員再訪問を実施しません。

7 提出書類

必要事項をすべて記入し、それぞれ必要書類を添付し提出してください。

(1) 支援申込時

・江東区お店の活力創出支援事業申込書

①(法人)登記事項証明書

(個人)税務署に提出した開業届出書の写し又は青色申告書の写し

②法人住民税及び法人事業税（個人の場合は住民税及び個人事業税） の納税証明書

③(必要に応じて)現状及び解決したい課題別紙

(2) 交付申請時

・江東区お店の活力創出支援事業補助金交付申請書

- ①事業計画書(別記第4号様式) ※指定支援員の確認を受けたもの
- ②補助対象経費の明細及びその額の分かる見積書等
※予定価格が100万円を超える場合は3社の見積書
- ③店舗の案内図、配置図及び平面図
- ④その他区が提出を求める書類

(3) 実績報告書時

・江東区お店の活力創出支援事業補助金実績報告書

- ①支払いが分かるもの(領収書・請求書)の写し
※支払いが1事業者50万円を超える場合は口座振込によって支払うこと
- ②契約書・請書の写し(機器の場合必須)
- ③事業実施・購入品等が確認できる写真
- ④購入した物品の保証書の写し
- ⑤その他区が提出を求める書類

(4) 交付請求時

・請求書及び口座振替依頼書(区指定様式)

(5) 事業変更・中止時

事業内容を変更するもしくは中止する場合は区への届出が必要です。詳細は事業担当までお問合せください。

なお、事業内容を変更する場合には支援員の再訪問が必要となります。事業変更が区に承認される前に実施した事業については補助対象外となります。必ず事前にご相談・連絡ください。

8 支援員訪問時の注意事項

- (1) 支援員の該当店舗訪問・相談は補助申請の際に必須です。
- (2) 支援員の訪問日時は、申込み審査結果通知書に同封する案内に記載の二次元コードより専用申込フォームにアクセスし、お申込みください。
- (3) 訪問予定日の変更・中止をする場合は必ず訪問日の1営業日前までに江東区経営相談事務局(03-6666-2430 営業時間：月～金 8：30～17：15)へご連絡ください。
やむを得ず事務局の営業時間外のご連絡となる場合は、支援員まで直接ご連絡ください。支援員の連絡先は、訪問日時決定通知メールにてお知らせいたします。
- (4) 事業計画作成の進捗によっては訪問が2, 3回になる場合があります。
- (5) 支援員の訪問は申請事業者の代表者もしくは担当者が直接受けてください。
他者による説明・相談の場合は補助対象となりません。
- (6) 訪問・審査の結果、希望する補助内容もしくは補助対象とならない場合があります。
あらかじめご了承ください。
- (7) 事業実施・補助の翌年度に支援員再訪問による状況確認があります(商品開発事業

を除く)。再訪問が受けられない場合や状況確認により補助対象物品が確認できなかった場合等は補助金を返還する必要があります。

9 その他注意事項

- (1) お店の活力創出支援事業のうち、「イベント事業」については申請方法が異なりますので、事業担当までお問合せください。
- (2) 商品開発事業の申込書提出期限は11月30日までです。
- (3) その他ご不明点は経済課商業振興係までお問合せください。

令和7年7月31日版

江東区地域振興部経済課商業振興係

TEL：03（3647）9502

FAX：03（3647）8442

Mail：0602070@city.koto.lg.jp